

熊本県知事選挙 南阿蘇村の投票率は 51.11%

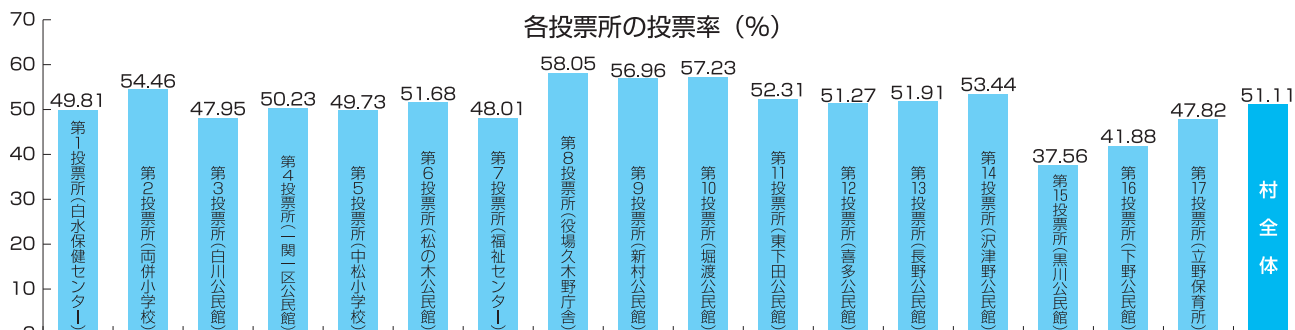
3月25日、任期満了に伴う熊本県知事選挙の投開票が行われました。

本村の有権者数は10,022人（男性 4,705人・女性 5,317人）。平成20年の投票率は60.41%で、前回は9.3%下回る結果となりました。

各候補者別の得票数と各投票所の投票率は下記の通りです。

本村の候補者別得票数

候補者名	くぼ山啓介	かばしま郁夫	合計
得票数	355	4,719	5,074



南阿蘇村農地賃借料情報

平成21年12月15日に施行された改正農地法により「標準小作料制度」が廃止されました。これに代わり農業委員会では、過去1年間の賃借料データをもとに「賃借料情報」を提供します。

今後、農地の貸し手・借り手の当事者間における賃借料決定の際に、参考としてご活用ください。

平成23年1月から平成23年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりです。

1 田の部 (村全域)		平均額	最高額	最低額	データ数
	水田（基盤整備）	18,400円	30,000円	9,300円	154
2 畑の部 (村全域)	水田（未整備）	16,600円	28,000円	9,400円	30
	普通畑	14,200円	20,000円	5,000円	18

※1 データの数は、集計に用いた筆数です。

※2 平均欄のデータは、特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータ（平均値×70%プラス、マイナスを超えるもの）を除いています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

お問い合わせ 村農業委員会 TEL(62)9197

熊本県地下水保全条例の一部が改正されました

水循環の一部をなし、県民の生活と経済活動を支える地域共有の貴重な資源である地下水。水質・水量の問題発生を未然に防止し、地下水を守り抜くために、熊本県地下水保全条例の一部が改正されました。

主な改正点

- (1)地下水を「公共水」として位置付けます。
- (2)対象化学物質の使用の抑制等を努力義務とします。
- (3)水質事故時の公表について規定します。
- (4)対象事業場等の施設の定期点検・整備を努力義務とします。
- (5)硝酸性窒素等汚染対策の推進を規定します。
- (6)一定規模以上（重点地域（熊本地域を想定）：揚水機本体の吐出口の断面積が19cm²（直径約5cm）超、重点地域以外の地域：同125cm²（直径約12.8cm）超）の地下水採取に対し許可制を導入します。
- (7)重点地域内で吐出口の断面積が19cm²を超える自噴井戸による地下水採取に対し届出制を導入します。
- (8)地下水採取の届出期限を現行の地下水採取の7日前から30日前に見直します。
- (9)許可対象者に節水・水利用合理化の取組みを求めるなど地下水の合理的な使用に関する対策を規定します。
- (10)許可対象者に地下水採取量に応じた涵養対策を求めるなど地下水の涵養に関する対策を規定します。
- (11)地下水採取の許可制導入等に伴い罰則を追加します。

(1)～(5)の項目に関しては本年4月1日から施行されており、(6)～(11)の項目に関しては、10月1日からの施行が予定されています。

条例改正に伴う具体的な手続き等については、今後、説明会等が開催される予定です。

お問い合わせ 県環境生活部環境局 環境立県推進課 TEL096(333)2272(直通)